

邑楽町告示第83号

平成18年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年6月8日

邑楽町長 久保田 文 芳

1. 期 日 平成18年6月14日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員			

○不応招議員（1名）

21番	大野栄	議員
-----	-----	----

平成18年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成18年6月14日(水曜日) 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について
- 第 4 議案第40号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
- 第 5 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第42号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第43号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第44号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第45号 邑楽町立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第46号 邑楽町同和教育集会所設置条例を廃止する条例
- 第11 議案第47号 財産の無償譲渡について
- 第12 議案第48号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例
- 第13 議案第49号 工事請負契約の締結について

出席議員（19名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員			

○欠席議員（1名）

21番	大野栄	議員
-----	-----	----

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	助役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
石井節雄	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長兼農業委員会事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長

遠	藤	幸	夫	学 校 教 育 課 長
堀	井		隆	生 涯 学 習 課 長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事 務 局 長
飯	塚	勝	一	書 記

---

### 開会及び開議の宣告

○中川健治議長 ただいまから平成18年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時01分 開議〕

---

### 諸般の報告

○中川健治議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承お願いいたします。

次に、町長からお手元に配付のとおり、平成17年度の繰越明許費繰越計算書について提出がありました。

次に、今期定例会において本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託します。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○中川健治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において細谷博之議員、相場一夫議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○中川健治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から20日までの7日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、会期は20日までの7日間と決定しました。

---

### 日程第3 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について

○中川健治議長 日程第3、報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 報告第1号 西邑楽土地開発公社経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙、西邑楽土地開発公社に関する平成18年度予算書及び平成17年度決算書のとおり報告申し上げます。

○中川健治議長 報告の件について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 なければ、以上で報告第1号については終わります。

---

#### 日程第4 議案第40号 西邑楽土地開発公社定款の変更について

○中川健治議長 日程第4、議案第40号 西邑楽土地開発公社定款の変更について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第40号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律の施行令が改正され、土地開発公社の業務として、新たに土地造成事業用地に事業用借地権を設定し、契約期間10年以上20年以下の期限を定め、業務施設、福祉増進施設または立地促進施設の用に供するために賃貸する業務が新たに規定されました。西邑楽土地開発公社におきましても、この法律の改正を受けまして業務の範囲を拡大いたしたく、定款の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 西邑楽土地開発公社定款の変更について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて

○中川健治議長 日程第5、議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第41号 邑楽町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在邑楽町固定資産評価審査委員会委員の一人である邑楽町大字中野4729番地2、野澤七郎氏が平成18年6月18日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第42号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第6、議案第42号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第42号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町保健センターの竣工に合わせ、生活環境課の保健指導室の業務を関連性の深い保険年金課で行うことにより、業務の効率化、効果を図るため、邑楽町課設置条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第43号 邑楽町税条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第7、議案第43号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第43号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等が改正されたことに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 議案第43号 邑楽町税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の方をお開きいただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

第1条 邑楽町税条例（昭和35年邑楽町条例第8号）の一部を次のように改正する。

まず、第34条の2の改正の部分でございますが、この部分につきましては所得から控除できる部分を規定してある部分でございますが、うち損害保険料を解消しまして、地震保険料控除を創設することに伴うものでございます。

次に、34条の3第1項の改正でございます。下段の方に100分の6を乗じて得た金額とするとなっております。この部分につきましては、所得の区分に応じて3段階に分かれていた税率を6%の比例税率化を図ろうとするものでございます。

次の34条の4の改正につきましては、税率等の変更はございません。

次に、34条の6、調整控除、この部分は創設というような形になるかと思えます。先ほど100分の6の比例税率化ということで申し上げましたが、今回の改正につきましては、納税者各自の負担は原則として変わりありません。ただ、納めていただく先が国か町かということでの区分の変更になるという内容から、どうしても所得税と個人住民税との中には人的控除の差がございます。具体的には基礎控除の部分で申し上げますと、国は38万円、それから町は33万円ということで、5万円、人的控除に差があるということから、この調整をしないと納税者の負担に差異が出てしまうということの調整の内容をここでうたってある部分でございます。

次にお進みをいただきたいと思います。ページの中段あたりになりますが、34条の8、この部分の改正につきましては、調整控除の創設に伴う規定の整備の部分でございます。

次にその列の最後の方の部分ですけれども、36条の2の改正につきましても、条文等の整備の部分でございます。

次のページにお進みいただきまして、第53条の4、分離課税に係る所得割の税率、この部分についても一番下段、100分の6とするということになります。この部分につきましては、退職所得に係る分離課税も同じように3段階に分かれていた税率を6%のフラット化、いわゆる比例税率化を図るものでございます。

次に、第57条、その次の第59条の改正につきましては、この部分は固定資産税の非課税の範囲を指定してある部分ですけれども、障害者自立支援法が今年の4月から施行されることに伴いまして、固定資産税の非課税の一部を改正するという内容でございます。

次に、少し進んでいただきまして、第95条の改正でございます。この部分につきましては、たばこ税の税率が規定してある部分でございますが、議員各位もご存じかと思えますが、ことしの7月からたばこ税の値上げをしたいとするものでございます。

次に、附則第6条、この部分につきましては規定の整備でございます。

進めさせていただきます、次のページになります。附則第6条の2第1項、この部分についま

しても規定の整備でございます。

次に、附則第6条の3第1項の改正につきましても、規定の整備ということでご理解を賜りたいと思います。

次に、附則7条の2の次に次の1条を加えるということで、第7条の3、次のページになりますが、お開きをいただければと思います。この部分につきましては、個人の町民税の住宅借入金と特別税額控除、これ新たに設けられるものですが、先ほど来申し上げているとおり、税率が6%の比例税率化することに伴いまして、住宅取得の特別控除は町民税には全く影響がない内容でございますが、いわゆる所得税が引き下げになることによりまして、引き切れなくなった部分を町民税の方からその分を引いてあげましょうということで、新たに設ける部分でございます。そういった納税者の申告に必要な部分を新たに規定、整備をしようとするものでございます。

次のページに少しお進みをいただきたいと思います。附則第16条の2第1項、この改正につきましては、町たばこ税の税率が規定してある部分でございますが、2,977円を3,298円、それから1,412円を1,564円に、それぞれ改めようとするものでございます。

次に、附則第16条の4、この部分につきましては、いろいろ先ほど来、税率の比例税率化ということをお願いしておりますが、所得の中身におきましては、いろいろ特例が設けられております。町と県の税率割合の変更に伴うことによりまして、町の部分を変更しなければならないということで、今回改正をしたいとするものでございます。

まず、附則第16条の4につきましては、土地の譲渡に係る課税の特例、それから少し進んでいただきまして附則第17条の第1項の改正につきましては、長期譲渡所得の課税の特例、次のページにお進みをいただきまして、附則第17条の2第1項につきましては、優良住宅地の造成のための土地譲渡の特例が定められている部分でございます。

次の附則第17条の3第1項は、居住用財産の譲渡所得の課税の特例、それから附則第18条第1項の部分につきましては、短期譲渡所得に係る課税の特例等が定められている部分でございます。

次のページにお進みをいただきまして、ちょうどページの真ん中あたりになるかと思います。附則第19条第1項、この部分につきましては株式譲渡の課税の特例が定められている部分でございます。

次のページにお進みをいただきまして、附則第19条の2第1項の改正については、特定管理株式が価値を失った場合の譲渡の特例、それから附則第19条の3の改正につきましては、上場株式の譲渡の特例、次の附則第19条の4、この改正につきましては特定口座を有する場合の課税の特例、それから附則第19条の5、この改正につきましては上場株式が譲渡損失の繰り越し控除を規定してある部分でございます。

次に、附則第20条第1項の改正につきましては、特定中小会社が発行した株式の譲渡損失の特例を定めてある部分でございます。

次のページにお進みをいただきまして、第2条の改正ですけれども、さきの3月31日付で専決処分をさせていただきまして、5月にその承認を求めた部分で、租税条約の実施に伴う課税の特例を規定した部分を今回このような形で改正をするものでございます。

次のページにお進みをいただきまして、附則でございます。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年7月1日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号としまして、邑楽町税条例第57条、59条の改正規定、この部分につきましては、先ほど固定資産税の非課税の項目をうたって規定してある部分だというお話をさせていただいた部分があるかと思えます。この部分につきましては、平成18年の10月1日、2号といたしまして、「邑楽町税条例第36条の2第6項及び」ということで規定がしてあります。この部分につきましては、先ほど申し上げました損害保険料を解消しまして、地震保険料を創設する部分、それからその後の53条については、分離課税等の比例税率化の部分のうたっているところでございます。

この部分につきましては、平成19年の1月1日から、3号といたしまして34条の3の第1項の規定、この部分につきましては先ほど来申し上げておりますとおり町民税の所得割の比例税率化、この部分等に関する部分につきましては、平成19年の4月1日ということになります。

次に、4号の方の改正規定なのですが、これは地震保険料を新たに創設をしまして、その適用につきましては、平成20年の1月1日ということでございます。

次に、第1条中第34条の8の改正規定の部分、この部分は配当割額株式譲渡所得割額の控除の部分を新たに規定した部分でございますが、この部分につきましては、平成20年の4月1日ということでございます。

次に、町民税に関する経過措置、第2条ということでございます。いずれの比例税率化、そういう部分につきましては、新しい年度から適用し、それ以前、例えば平成18年度までですとか平成19年度までというような形の部分につきましてはなお従前の例によるという形で、その経過規定を設けさせてもらっているところでございます。

次に、そのページの最後の方です。第3条の部分につきましては、これは、経過規定になるかと思えます。税源移譲時の年度間の所得の変更に係る経過措置と申し上げたらよろしいかなと思うのですが、所得税につきましては、その収入があった年度で精算をつけるということになりますが、町民税の課税につきましては、その翌年課税ということで、どうしても所得の変動といたしますが、税源移譲時に変動する場合が想定されるところから、こういった経過規定を設けさせていただきたいということでございます。

2項といたしまして、「邑楽町税条例の一部を改正する条例」というような表記があるかと思えますが、これは老年人非課税規定を廃止、17年度に改正してはございますけれども、その部分の経過規

定でございます。

次のページの最後の方になりますが、固定資産税に関する経過措置ということで、第4条でございます。先ほどの部分につきまして、いわゆる精神障害者の関係です、障害者自立支援法の施行に伴いまして非課税の規定が一部改正をされた、その部分につきましては19年度から適用して、18年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるということでございます。

次に、町たばこ税に関係する経過措置ということで、第5条がございます。3年前と同じ扱いになりますが、私どもは専門的には手持ち品課税という表現をしております、7月1日の基準日のときに販売等を目的に小売業者さん等がある一定の本数、3万本以上を保有していた場合につきましては、たばこ税の税率が改正されることによりまして、一番このページの最後の方ですけれども、321円、それから旧3級品、この部分につきましては153円につきまして、新たにたばこ消費税を手持ち品課税ということで課税をするという経過措置を規定しております。それに必要な内容の部分を3項、4項、5項、6項まで新たに規定してある部分でございます。

最後の第6条になりますけれども、平成17年度のときに専決処分をさせていただきました部分につきまして、さきのとおり改正をするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第44号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第8、議案第44号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第44号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等が改正されたことに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の条文等を整備する必要が生じたので、条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 議案第44号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の方をお開きいただきたいと存じます。今回の改正につきましては、地方税法等、上位法が改正されたことに伴いまして、その字句の整備、項ずれ等を起こしておりますので、そういった整備が中心でございます。

邑楽町国民健康保険税条例（昭和34年邑楽町条例第10号）の一部を次のように改正する。

まず、附則第8項、この部分につきましては長期譲渡所得の課税の特例を規定してある部分でございます。

次に、附則第9項、この部分につきましては短期譲渡所得の課税の特例を規定してある部分でございます。

次に、附則第10項、株式等に係る譲渡所得に係る課税の特例を定めてあります。

次に、附則第11項につきましては上場株式等の譲渡損失の繰り越し控除に係る特例、それから附則第12項につきましては特定中小会社が発行した株式譲渡損失の繰り越し控除に係る課税の特例、それから附則第13項につきましては先物取引に係る雑所得に係る国庫の課税の特例、附則第14項につきましては先物取引の差金等、決済に係る損失の繰り越し控除に係る部分、それから附則第15項につきましては土地譲渡、事業所得に係る国庫の課税の特例をそれぞれ定めてある部分ですが、表記のとおり改正をするものでございます。

それから、次のページにお進みをいただきます。

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の邑楽町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第44号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第45号 邑楽町立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正  
する条例

○中川健治議長 日程第9、議案第45号 邑楽町立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第45号 邑楽町立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

当町の幼稚園就園奨励事業は、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき国庫補助を受け、生活保護世帯など生活困窮世帯への幼稚園、保育料の減免を実施しております。今回当該事業に係る国庫補助制度が大幅に変更になったことに伴い、町の条例、規則等の体系を整備いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 ただいま提案されました議案第45号 邑楽町立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書をお開き願いたいと思います。邑楽町立幼稚園就園奨励事業では、幼稚園教育の振興に資するため、幼稚園に就園する保護者で所得の低い世帯に対し、同時就園を条件に保育料の減免を行っております。このたび当該事業にかかわる国の補助金交付要綱が改正され、新たに小学校1年生

の兄、姉を有する園児について優遇条件が加えられるようになり、改正を行うというものであります。

しかしながら、本条例をそのまま国の要綱に合わせた改正を行いますと、条例が大変複雑化するとともに、減免対象条件や補助限度額等について今後も頻繁な改正が見込まれます。

そこで、本事業の目的や減免対象基準等の根幹にかかるものは条例で、個々の補助限度額や申請手続等につきましては施行規則で定め、条例、規則等の整備もあわせて条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、邑楽町立幼稚園就園奨励に関する条例第2条を整理するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

石井議員。

○20番 石井悦雄議員 ちょっとお尋ねいたします。

今の説明、ちょっと理解できない部分もあったのですが、それはそれとして結構なのですが、この減免措置を受ける、その対象者というのですか、そういう言葉は余りいい言葉ではないかもしれませんが、そういう方がどのくらいおられるのか。

そして、できることなら、もっともっと、今少子化、少子化と騒いでいる時代ですから、町として独自の考えを、もし今後持たれるとするならば、その辺をお聞かせいただければありがたいと思います。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 ただいまの議員さんの質問に対しまして、まずその対象者といいますが、この対象世帯につきましては基本的には条件があります。大きく分けると、生活保護の規定による保護を受けている世帯、また当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となるべき世帯、また当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯が、これは国の補助の対象となっております。

なお、本町におきましては今国の補助以外に所得割税額の税が5,000円以下となる世帯、また同じく町民税の所得割税の額が5,000円を超え1万円以下となる世帯についても減免をしております。これは、本町独自の方法でございます。

また、もう一点の対象者でございますけれども、そういったことからしますと17年度の実績でございますが、補助の対象になっている方が19人おります。また、補助とならない町独自の減免をしている児童が11人、合わせて30人がそれに該当をするということで対応をしております。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第45号 邑楽町立幼稚園就園奨励に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第46号 邑楽町同和教育集会所設置条例を廃止する条例

○中川健治議長 日程第10、議案第46号 邑楽町同和教育集会所設置条例を廃止する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第46号 邑楽町同和教育集会所設置条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町同和教育集会所、名称邑楽町東原集会所につきましては、同和対策集会所整備事業として国庫補助を受け、建設したものであります。同集会所においては、設置目的に合わせて各種事業を展開してきたところでありますが、同和対策特別措置法が4年前に失効し、集会所も地域の公民館として地域住民に利用されております。今後は地域福祉や住民の交流拠点として活用されることが地域住民より望まれていることから、邑楽町同和教育集会所設置条例を廃止いたしたく、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第46号 邑楽町同和教育集会所設置条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第47号 財産の無償譲渡について

○中川健治議長 日程第11、議案第47号 財産の無償譲渡について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第47号 財産の無償譲渡について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町同和教育集会所設置条例を廃止したことに伴い、地元認可地縁団体である第2区自治会に建物を無償譲渡し、同集会施設を地域福祉と住民交流の拠点とした地域自治公民館として活用するためご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

石井議員。

○20番 石井悦雄議員 内容については、以前にも聞いておりますので、理解できるのですが、これは先ほどのことにも絡む点があるのですが、今までは同和という形の中で、あの集会所が利用されてきた部分が大部分だと思います。それが今度、同和でなくて、地域2区と申しましうか、そこの方々に利用されるわけですが、この辺について2区の区長さん、あるいは役員さん等々と今後の運営、運営ということは自治会がやるのですから、それはいいのですが、戸惑いがあるのではないかなと、そんな心配もするわけなのですが、その辺について担当は生涯学習で今までの絡みはあったわけですね、同和については、今後2区のその集会所の運営について親切な指導などがされているのかどうかお尋ねします。

○中川健治議長 堀井生涯学習課長。

○堀井 隆生涯学習課長 同和教育集会所を廃止いたしまして、2区の自治公民館として活用することにつきましては、経費的にも2区の区費等が必要になりますので、上がりますということの地域での臨時総会と申しますか、そういったことも既にもう経過してきております。2区自体につきまして、受け入れ体制については、2度ほどの臨時総会を経て承認を得ております。

なお、同和事業につきまして、啓発、教育事業につきましては今後も人権教育として2区公民館等を中心に活用していくこととなります。それには2区の自治公民館となりましたから、今までは町が無償で地域の人に利用していただいたわけなのですが、逆に町が使う場合には経費の一部が必要になってきます。使用料という形で、今度は町から2区の方に払う形になります。

そこら辺についても2区の中で役員会等を設けまして決めたと申しますか、役員会の段階では決めてあります。2区の人が公的な利用として使う場合には無償、他の地域の人が、あるいは町等が使う場合には3時間当たり1,000円の単価を決めて経過をしているところです。

今後も2区の自治公民館としての活用等についての利用方法等については、生涯学習課として相談があれば相談に乗っていく体制になっております。

以上です。

○中川健治議長 石井議員。

○20番 石井悦雄議員 実はそんなことを聞いたのは、地域の方からこんな話を聞いたのです。今まではいい言葉でいえば、町からかなりお世話になっていた部分が金銭的にもあったわけです。それが今度はないわけですね。当たり前な行政区になったわけです。それはそれとして、結構なのですけれども、その辺の理解が地域の方に十分されていないという心配事を受けたものですから、それは生涯学習が今までやっていたのだから、その辺とよく話し合っていけばいいのではないのですかという話はしたのですけれども、今後はそういうふうに甘ったれた考えは持てないわけですから、同和でないわけですから、その辺をきちんと、余り先に寄らないうちに、できることであれば親切的な指導をしてやっていただければありがたいなと、そんなことを要望いたします。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第47号 財産の無償譲渡について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第48号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例

○中川健治議長 日程第12、議案第48号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第48号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町では住民の健康づくりと健康管理のため、各種の保健サービスを実施しております。すべての住民が健やかで心豊かに生活するための保健事業等の拠点となる保健センターが完成することに伴い、その管理運営等について定める必要が生じたので、条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては生活環境課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 議案第48号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例の補足説明を申し上げます。

資料は、最後のページになりますので、よろしく申し上げます。第1条は、趣旨について定めたものでございます。この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき邑楽町保健センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、設置について定めたものでございます。1号、名称は邑楽町保健センターという。2号、位置は邑楽町大字中野2570番地とする。

第3条は、施設の利用について定めたものでございます。保健センターは、地域住民に保健サービス事業等、自主的な保健活動の場として町民の利用に供するものとする。1号は、健康相談、健康教育に関すること、2号は栄養指導、保健指導に関すること、3号は健康診査、予防に関すること、4号は乳幼児から高齢者までの健康増進と保健活動に関すること、5号はその他目的達成に必要な事業でございます。

第4条は、使用の承認について定めたものでございます。保健センターの施設を使用する者は、あらかじめ町長の承認を得ることを規定したものでございます。

第5条は、使用料について定めたものでございます。保健センターの施設の使用料は無償とすることを規定したものでございます。

第6条は、使用の制限及び取り消しについて定めたものでございます。1項は、保健センターの使用の承認を得た者、使用者は目的以外に使用してならないことを規定したものでございます。2

項は、町長は次の各号のいずれかに該当する場合は使用の制限、停止、または承認を取り消すことができることを規定したものでございます。1号は、使用者が、使用中に著しく秩序を乱す行為をしたとき、2号は使用者が営利目的とした事業を行ったとき、3号は災害その他の理由により使用させることができなくなったときでございます。

第7条は、原状回復義務について定めたものでございます。使用者は、使用を終了したとき、または第6条の規定による使用の制限、停止、許可取り消し等があったときは直ちに施設等を原状回復して返すことを規定したものでございます。

第8条は、委任について定めたものでございます。この条例に定めるほか、必要な事項は規則で定めることを規定したものでございます。

附則。第1項は、この条例は、平成18年9月1日から施行する。

2項は、邑楽町母子健康センター条例（昭和38年邑楽町条例第22号）は、廃止する。

以上で補足説明を終わります。よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。以上。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第48号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第49号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第13、議案第49号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第49号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

公共下水道鶉・新中野幹線2工区管渠築造工事を施工するため、去る6月1日、指名競争入札を執行したところであります。その結果、株式会社徳川組が1億1,182万5,000円で落札いたしました

ので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては水道課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 議案第49号 工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

1、契約の目的、公共下水道鶉・新中野幹線2工区管渠築造工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億1,182万5,000円。

4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組代表取締役、又野繁でございます。

工事の場所につきましては、水木野橋南から中野東小学校北の交差点までの町道幹線22号線に施工するものでございます。

工事の概要につきましては、工事延長は433メートルでございます。小口径推進工法にて422.64メートルを既設発進立て坑と新設両発進立て坑から推進し、マンホールを3カ所設置するものでございます。

工期は、平成19年1月31日までの予定でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第49号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### 散会の宣告

○中川健治議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午前10時55分 散会〕